平成２１年（フ）第６３８号
大阪府河内長野市木戸２丁目７番８号　山中文化102号、前住所和歌山県橋本市原田455番地の15
債務者　湊　せつ子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６５４号
大阪府松原市高見の里１丁目６番10号
債務者　モデリングアーティザン　モリこと森　靖嗣
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２９８号
長崎県長崎市鳴滝１丁目５番10号
債務者　赤星美与子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第１５４号
山形県鶴岡市三光町11番21号、旧住所山形県鶴岡市稲生２丁目47番40号ドーエルシホ103号室
債務者　本間　貴幸
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第８０号
山形県鶴岡市木野俣甲117番地２
債務者　小野寺康男
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第５６号
京都府京丹後市峰山町安659番地の１
債務者　井上　　豊
1　決定年月日時　平成21年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２０年（フ）第８９３９号
大阪市平野区喜連西３丁目８番４―419号
債務者　木下　　豊
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２１８３号
大阪府四條畷市北出町11番17号
債務者　森　　賢二
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３７７号
大阪市港区波除１丁目２番５―514号
債務者　金田有加こと　李　　東先
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５７１号
大阪府枚方市藤田町12番５号
債務者　上曽山亜子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３８０号
大阪府守口市藤田町５丁目35番９―308号
債務者　濵田　純子（旧姓盛）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４７５号
大阪市平野区加美西１丁目13番30号　ドミールナカオカ505号
債務者　田邉　優子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３４９９号
大阪市都島区都島中通２丁目９番31―905号
債務者　井上　武雄
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６１３号
大阪府茨木市玉櫛２丁目14番13号
債務者　大上　達也
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７４９号
大阪府茨木市畑田町１番21号
債務者　中畑　良博
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２８６号
大阪府摂津市東正雀18番６―201号
債務者　池口　　隆
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４２０号
大阪市淀川区十三東４―７―２―318号、住民票上の住所兵庫県西宮市津門大塚町２番30―306号
債務者　島田　修平
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部